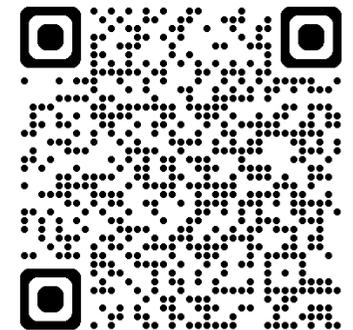


海上運送法改正について

1. 安全統括管理者・運航管理者資格者証制度の創設
2. 安全管理規程のひな形改正
3. 安全情報の提供の拡充

旅客船の総合的な安全・安心対策関係 HP



安全統括管理者・運航管理者資格者証の概要

- 安全統括管理者及び運航管理者の資格者証制度が適用される事業は、人の運送をする船舶運航事業が対象。
- 安全統括管理者・運航管理者の試験制度が令和7年度から開始予定。（令和5年海上運送法改正で措置）
- 資格者証を取得するためには、必要な試験に合格した上で、試験の区分に応じた実務経験が必要。
- 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの資格者証を有する者から選任しなければならない。

資格者証の種類等

※「大型船舶」：総トン数20トン以上の船舶 「小型船舶」：総トン数20トン未満の船舶

安全統括管理者資格者証

総合安全統括管理者資格者証

大型船舶と小型船舶に係る安全統括管理を担うことが可能

小型船舶安全統括管理者資格者証

大型船舶のみに係る安全統括管理を担うことが可能

大型船舶安全統括管理者資格者証

小型船舶のみに係る安全統括管理を担うことが可能

運航管理者資格者証

総合運航管理者資格者証

大型船舶と小型船舶に係る運航管理を担うことが可能

大型船舶運航管理者資格者証

大型船舶のみに係る運航管理を担うことが可能

小型船舶運航管理者資格者証

小型船舶のみに係る運航管理を担うことが可能

⇒ 資格者証の有効期間は2年。更新講習を修了し、地方運輸局への申請により更新が可能。

手続のフロー

資格者証申請者

① 資格者証交付申請

 ※18歳以上の者
行政処分等を受けていない者に限る

交付申請書

(添付書類)

- ・住民票の写し or 個人番号カードの写し
- ・試験合格証明書
- ・実務経験に係る証明書類 等

各地方運輸局

 ② 申請内容の審査、
資格者証原簿登録、
資格者証の作成 等

資格者証

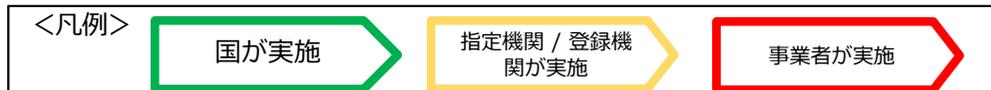
③ 資格者証交付

注：手続の詳細については制度施行に向け検討中

安全統括管理者・運航管理者資格者証試験の実施について

- 安全統括管理者・運航管理者資格者証制度の試験実施に関する事務を行う指定試験機関について、公募を行い、一般社団法人 海洋共育センターに指定。
- **令和7年度**から、**試験を実施**できるよう準備中。
- **令和8年度**に、**関係省令を施行予定**。ただし、新規参入を除き従前の要件による管理者選任を認める**経過措置を1年設け**、円滑な制度移行を図る。

【スケジュールのイメージ】



	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	...
安全統括管理者・運航管理者の選任	公開 布係 予省 定令		施行 係 予省 定令 経過措置1年 (新規参入を除き、従前の要件による管理者選任も認める)	資格者証を有する者から 安全統括管理者・運航管理者を 選任する必要	
			資格者証を有する者から 選任した旨の選任届を提出		
試験	試験機関 公募・指定 試験準備 問題例 の周知 資格者証発給準備等	試験実施 ※令和7年度初回日程は調整中			
		資格者証発給事務の実施・資格者管理			
講習		講習機関 公募・登録	講習実施 (資格者証の更新講習)		
			講習実施 (運航管理者が船舶に乗組む場合の運航管理者追加講習及び陸上従業者講習) ※初回日程は調整中		

(参考) 資格者証関係手数料※

※海上運送法に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証に関する省令第52条 で規定 (令和6年国土交通省令第43号)

- 受験手数料 18,200円
- 交付手数料 1,700円
- 更新手数料 1,350円

安全管理規程のひな形の改正について

見直し内容に関する基本的な考え方

- 安全管理規程（ひな形）の充実について、事業者の負担を考慮し、フェーズ1及びフェーズ2の「2段階」に分けて改正する。
- フェーズ1では、安全・安心対策で実施目途が令和6年度までとなっている事項等を反映し、フェーズ2では、海上運送法の法律改正事項（令和8年度施行予定）を反映する。

主な改正事項

【フェーズ1】

令和6年11月ひな形改正済

- 安全管理規程の実効性確保
 - ・ 記録の作成、備置き及び保存（期間）について明確化
 - ・ 運航の可否判断の客観性を確保するため、気象・海象情報の入手元及び取得時間の明確化
- 事故の防止、事故発生時の対応
 - ・ 国への事故等情報の報告事項のうち「インシデント」の定義を明確化
 - ・ 事故発生時における再発防止に向けた安全教育の実施について明確化

等

【フェーズ2】

令和7年10月ひな形改正予定

- 管理者等の資質の向上、事業参入時・参入後のチェック強化
 - ・ 安全統括管理者・運航管理者に対する試験制度創設に伴う管理者の選任取扱いについて明確化
- 安全管理規程の実効性確保
 - ・ 乗船中の船長と運航管理者との兼務の禁止等、運航管理の責任体制を明確化

等

既存事業者の変更届出の提出時期

- フェーズ1：国は、ひな形改正の周知に合わせてフェーズ2の改正事項（概要）を示し、事業者の判断により、フェーズ2と合わせて改正することを認める。（事業者は、フェーズ2に係る規程変更の期限までに改正が行われていれば良い）
- フェーズ2：事業者は、事業の実施に必要な資格者を確保し次第、令和8年度中に規程変更・届出を行う。（規程変更のリミットは経過措置適用期限の令和8年度末）

事業者及び国による更なる安全情報提供体制の構築

令和6年4月1日以降に開始する事業年度に係る安全情報から適用

- 人の運送をする事業者は以下のような安全情報を、毎事業年度の経過後100日以内に自社のHP等で公表するとともに、その内容を国の定める様式に記入して国に報告する。
- 国はHP「旅客船事業者安全情報検索サイト」を整備し、毎年当該情報を公表する。

<事業者が公表する安全情報>

【事業者情報】

- 事業者名
- 事業者のホームページURL
- 営業所の都道府県市町村名
- 事業許可/届出年度、事業の種類
- 地域旅客船安全協議会への加入状況（任意）
- 任意の安全に関する取組（例：+ONEマーク取得）等

【船舶情報】

- 船舶保有数（船舶ごとの船名、旅客定員、総トン数）
- 船舶ごとの救命設備の搭載数（救命胴衣、救命いかだ、救命浮器）
- 船舶ごとの無線設備の搭載状況
- 船舶ごとの船舶検査証書の交付年月日

【事故情報】

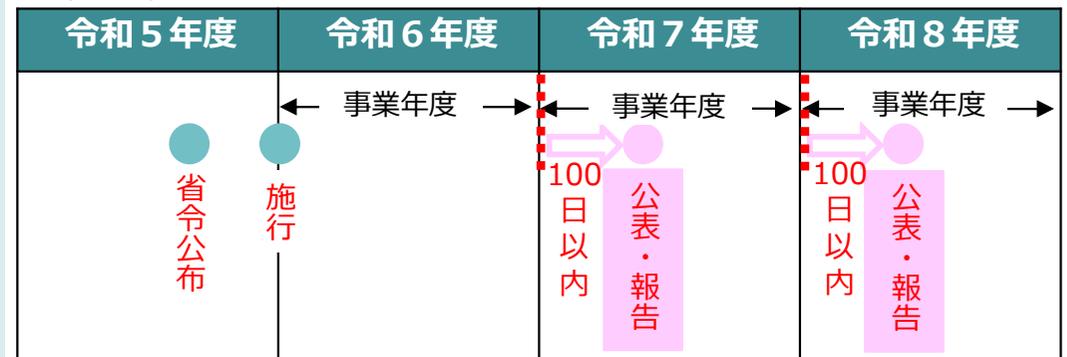
- 過去5年間の事故件数（安全管理規程の事故処理基準に基づき各事業者が国へ報告した事故の件数）

<国が公表する安全情報>

事業者が公表する情報に加え、以下の情報を公表

- 過去5年間の行政処分の件数及び国土交通省ネガティブ情報等検索サイトの該当ページURL
（事業者自らの公表・報告 義務なし）
 - ・ 事業の許可の取消し
 - ・ 事業の停止の命令
 - ・ 船舶、係留施設その他の輸送施設の使用の停止の命令
 - ・ 輸送の安全の確保に関する命令

<4/1~3/31を事業年度とする事業者の場合>



各事業者のHP及び国のHP（旅客船事業者安全情報検索サイト）にて毎年度公表を行う

(参考)事業者及び国による更なる安全情報提供体制の構築

○人の運送をする事業者は、原則として、記入済みのエクセルファイル（PDF不可）をメールにて提出することにより報告を行っていただくよう、ご協力をお願いいたします。

○メールでの提出が困難な特段の事情がある場合、郵送又はFAXによる提出も可能ですが、記入様式が異なるため、各地方運輸局にお問い合わせのうえ入手願います。

<安全情報報告様式のイメージ>

安全情報報告様式		事業者情報・事故情報	
【別添1様式】事業者情報		報告する事業年度の末日（※角） 例：2025/03/31	
<small>※角欄（青丸網掛け欄）に入力ください。</small> <small>※事業年度の末日時点の値を入力して下さい。</small>		<small>※角欄</small> 例：2025/03/31	
<small>※角欄</small> 例：2025/03/31		<small>※角欄</small> 例：2025/03/31	
項目	回答欄	記載例	備考
事業者名		記載例：安全船株式会社	
事業者HPのURL		自社HPを持つ場合入力ください。 (※角) 記載例：http://example.com	
法人番号(13桁)		法人番号を持つ場合必ず入力ください。(※角13桁)	
代表者役職	※国交省HPでは公開されません	記載例：代表取締役社長	
代表者氏名	※国交省HPでは公開されません	記載例：安全太郎	
許可事業		許可事業の場合入力ください。(※角) 記載例：2024	
前出/前出率 (前出から前出を除いた事業は前出率を記載)		前出事業の場合入力ください。(※角) 記載例：2024	
事業種別		該当する事業種別について「a」を選択ください。(プルダウン選択)	
一般旅客定期航路事業 (対外旅客定期航路事業を除く。)		同上	
特定旅客定期航路事業 (対外旅客定期航路事業を除く。)		同上	
対外旅客定期航路事業		同上	
人の運送をする貨物定期航路事業		同上	
人の運送をする不定期航路事業 (旅客定期航路事業を除く。)		同上	
旅客定期航路事業		同上	
本報告の担当氏名	※国交省HPでは公開されません	記載例：安全太郎	
本報告の担当電話番号	※国交省HPでは公開されません	(※角) 記載例：09012345678	
本報告の担当メールアドレス	※国交省HPでは公開されません	(※角) 記載例：anzen@example.com	
営業所数		営業所数を入力ください。(※角)	
地域別安全協議会への加入状況 (任意)		加入している協議会を入力ください。 記載例：関東安全協議会	
任意の安全に関する取組 (任意)		取組がある場合、入力ください。 記載例：+ONEマーク取組	
過去5年間の事業の用に供する船舶の事故件数		安全運送規程の事故処理基準に基づき報告した事故の件数を入力ください。(※角) 記載例：0 (ない場合)、2 (2件の場合)	事故に当たらない「インシデント」は含みません。

● 報告様式のダウンロード
 ● 提出先メールアドレス
 ● 制度の詳細 は、
 こちらのURL又はQRコードから
 ご確認ください。



安全情報報告様式		船舶情報	
【別添2様式】船舶情報		報告する事業年度の末日時点の値を入力して下さい。	
<small>※角欄（青丸網掛け欄）に入力ください。</small> <small>※事業年度の末日時点の値を入力して下さい。</small>		<small>※角欄</small> 例：2025/03/31	
項目	回答欄	記載例	備考
船舶番号		船舶ごとの情報を入力した船舶の数が自動計算で入力されます。 ※数字で表示されない場合は、誤りがある場合は、プルダウンより選択し手入力してください。	
船舶ごとの情報_01		記載例：安全1号	
船名		半角数字にて入力ください。 記載例：10	
船トン数		半角数字にて入力ください。 記載例：10	
船客定員		半角数字にて入力ください。 記載例：10	
救命設備の搭載数	大人用の救命胴衣	半角数字にて入力ください。 記載例：10	
	子供用の救命胴衣	半角数字にて入力ください。 記載例：10	
	救命いすだ	半角数字にて入力ください。 記載例：10	
	救命浮筒	半角数字にて入力ください。 記載例：10	
搭載している無線設備	携帯無線	搭載の番号をプルダウンより選択してください。	
	衛星無線	搭載の番号をプルダウンより選択してください。	
	業務用無線設備	搭載の番号をプルダウンより選択してください。	
船舶の船舶検査証書の交付年月日		記載例：2025/1/1 ※年月日の順には必ず半角カンマを入れてください。	
船舶ごとの情報_02			
船名			
船トン数			
船客定員			
救命設備の搭載数	大人用の救命胴衣		
	子供用の救命胴衣		
	救命いすだ		
	救命浮筒		
搭載している無線設備	携帯無線		
	衛星無線		
	業務用無線設備		
船舶の船舶検査証書の交付年月日			
船舶ごとの情報_03			
船名			
船トン数			

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000060.html



資格者証制度について

資格者証制度の創設について

Q: 安全統括管理者資格者証の交付を受けていれば、運航管理者として選任されることも可能か

A: 両資格者証は別の資格であるため、**安全統括管理者資格者証で運航管理者資格者証を兼ねることはできません**。運航管理者については、運航管理者資格者証の交付を受けている方から選任していただく必要があります。

Q: 安全統括管理者と運航管理者の兼任は可能か。また、船長と安全統括管理者の兼務は可能か。

A: **安全統括管理者と運航管理者を兼任することは、問題ありません。また、船長と安全統括管理者の兼務も禁止されておりません**。なお、運航管理者と船長の兼務は、令和8年度以降、運航管理者の職務内容に鑑み、小規模な運航形態である場合を除き、禁止されます。

Q: 運航管理者資格者証の交付を受けているアルバイトを雇って、運航管理者として選任することはできるか。

A: 雇用契約があり、社として管理している運航管理者資格者証保持者であって、当該運航管理者資格者証保持者が運航管理者として業務を行うことが、安全管理規程上想定されているのであれば、雇用形態にかかわらず、運航管理者として選任することができます。



安全統括管理者及び運航管理者の資格者証制度の創設に関するQ&A
←QRコード

<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001766331.pdf>

安全統括管理者・運航管理者等の選任について

Q: 同一の事業者で航路が複数ある場合は、各航路ごとに運航管理者の選任が必要か。事業者ごとに最低1名選任していればよいのか。

A: **航路ごとではなく、運航管理者は船舶ごとに選任していただきますが、同一の運航管理者を選任いただくことは可能です**。ただし、一人のみ選任した場合で、当該運航管理者が休暇や病気等で業務を遂行できなくなった場合、連絡をとることができる運航管理者が不在のまま運航することがないよう、また、1人の運航管理者で何十隻もの船舶の運航を管理することがないよう、「事業の用に供する船舶の隻数、大きさ、航行区域その他の船舶の運航に関する事項を勘案して、輸送の安全を確保するために必要な人数」を選任していただく必要があります。

運航管理者と船長の兼務禁止について

Q: 平水区域で総トン数 20 トン未満、旅客 13 人未満の人の運送をする貨物定期航路事業の場合、運航管理者は船長と兼務ができるか。

A: 今回の改正により、原則として運航管理者と船長の兼務は禁止となります。しかしながら特例として、①「災害、病気その他のやむを得ない理由により、他の運航管理者がその職務を行うことが困難である場合」かつ「他には交通機関がない地点間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路である場合」②**同時に運航している船舶が1隻であって、当該船舶の総トン数が20トン未満(小型船舶)かつ旅客定員が13人未満である届出(令和7年度以降における登録)事業者であって、運航管理者(船長)と常時連絡を取ることができる陸上要員を配置し、運航管理者(船長)と陸上要員が、追加の講習を受講した場合においては兼務を認めることを予定しています**。したがって、航行区域によらず①又は②に該当する場合は、兼務を認める方向で検討しております。いずれにいたしましても、資格者証制度が施行される令和8年度に向けて、制度の詳細について検討中ですので、検討結果は改めてお知らせいたします。

事業者による情報公開について

安全情報の公表及び報告について

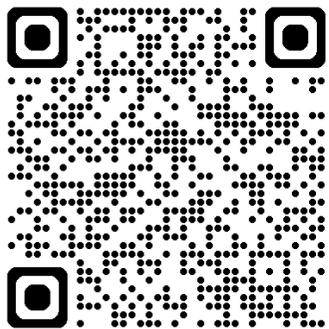
Q: ホームページやPCを持っていない場合はどうすればよいか。

A: HPの準備が難しい場合は、**既存の SNS を活用することや、待合所等の適切な場所に掲示いただくことでも問題ありません。**また、PCをお持ちでない場合、地方運輸局への報告を紙媒体で行うことも可能です。最寄りの地方運輸局等において、紙で提出する場合の様式を入手できますので、ご相談ください。

Q: 一度報告を行えば、内容に変更がない限り次年度以降は報告しなくてよいか。

A: 公表・報告は毎年度行うことが義務づけられていますので、お手数ですが内容に変更がない場合も毎年度報告を行ってください。

***スライド4ページの事業者情報・船舶情報以外にも右の情報の公開も必要です(掲載の参考例)。**



安全情報の提供の拡充に関するQ&A
←QRコード

<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/01766328.pdf>

中国運輸局 報告先アドレス

cgt-unrokan@ki.mlit.go.jp

<事業者が公表することとする安全情報>

- 安全管理規程
- 安全統括管理者及び運航管理者に係る情報(社内における役職、選任年月日等)
- 輸送の安全に関する基本的な方針
- 輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況

※企業情報及び個人情報等は除くことも可。

<イメージ(参考例)>

安全管理規程 : (企業情報及び個人情報等は除いた上で掲載。)

安全統括管理者及び運航管理者に係る情報

安全統括管理者: 代表取締役、R〇.〇.〇選任、R〇.〇.〇資格者証取得※
運航管理者 : 課長、 R〇.〇.〇選任、R〇.〇.〇資格者証取得※
※R8年度 資格者証の交付を受けている者のうちからの管理者選任義務の施行後

輸送の安全に関する基本的な方針 :

1. 関係法令等の遵守と安全を最優先とする
2. 安全マネジメント態勢の継続的改善等を実施する 等
(事業者の輸送の安全の確保に関する基本理念を掲載。「安全方針〇箇条」といった箇条書き形式でも、簡潔な一文で述べることも可。)

輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況 :

1. 〇年度は、運航可否の判断の適切な実施により、気象悪化に伴う事故をゼロにする ⇒達成状況:・・・
2. 〇年度は、運航基準図に沿った航行を確実に実施し、乗揚等の事故をゼロにする ⇒達成状況:・・・
3. 〇年度は、旅客等に遵守事項を確実に周知し、旅客等の負傷者発生をゼロにする ⇒達成状況:・・・
等